

契 約 書 (案)

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、基本ソフトウェアのライセンスに関して、次のとおり契約を締結する。

(契約の対象となる学校名等)

第1条 ライセンス契約の対象となる製品名、学校名、契約台数、契約金額等は次のとおりとする。

- ① 製品名 マイクロソフト社 教育機関向け総合契約 (E E S)
- ② 数量 4, 923ライセンス
- ③ 契約金額 金_____円
(うち消費税額及び地方消費税額 金_____円)
- ④ ライセンス有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(契約料の請求及び支払)

第2条 乙は、前条に基づく物品の納入完了後、納品書によりその旨を通知し、令和8年4月30日までに契約金額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約料を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第3条 甲は、乙が支払う契約保証金を免除する（群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「財務規則」という。）第199条第3号該当）。

(契約変更)

第4条 甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲は本契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(契約の解除等)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定す

る暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

（5） 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかつたとき。

（6） その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合あっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。

6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

（談合等不正行為があつた場合の解除等）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

（1） この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかつた場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（2） この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えるお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第7条 乙が、第5条第2項並びに前条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないとときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（消費税等の取扱）

第8条 契約締結後に消費税及び地方消費税の税率改正があった場合は、改正後の税率により計算した額に契約額を変更するものとする。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第9条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

以上契約の証として本証書2通を作成し、甲乙記名押印して各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

氏名 群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

(乙) 住所 _____

氏名 _____